

平成24年5月30日
国道国防第51号
国道環安第15号

北海道開発局建設部長
各地方整備局道路部長
沖縄総合事務局開発建設部長

殿

国土交通省道路局

国道・防災課長

環境安全課長

通学路における交通安全の確保について

通学路を始めとする道路の交通安全に関しては、これまでも関係機関や地域住民等と連携しながら、道路交通環境の整備を行ってきたところであるが、本年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が入り込み、死傷者が多数発生する痛ましい事故が相次いでいる。

このような状況を踏まえ、国土交通省、文部科学省、警察庁が連携し、緊急合同点検の実施など通学路における交通安全を早期に確保する取り組みを行うこととした。

これを受け、文部科学省より別添1に示す「通学路の交通安全の確保の徹底について（依頼）」（平成24年5月30日付、以下「文科省通知」という）が各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長等宛に発出されたところであり、文科省通知に示される実施要領に基づき、貴管理道路における通学路の交通安全の確保について、下記事項に留意の上、積極的に取り組まれない。なお、緊急合同点検及び対策実施の流れを別紙に示す。

また、貴管内の都道府県、政令市に対して、本通知の内容を周知するとともに、文科省通知に示される実施要領に基づき、通学路の交通安全の確保について積極的に取り組むよう依頼されたい。あわせて都道府県から管内の市町村（政令市を除く）に対して本通知の内容を周知・依頼するようお願いされたい。

本通知に基づく緊急合同点検の結果及び点検結果を受けた対策案については、地方整備局等において都道府県及び市町村分も含めてとりまとめの上報告すること。点検の結果等の報告時期、報告内容等については、別途通知する。

なお、本通知については、文部科学省及び警察庁とも調整済みである。別添 2 に警察庁より発出された通達を示す。

記

1. 緊急合同点検の実施

緊急合同点検については、全ての公立小学校及び公立特別支援学校の小学部の通学路を対象として、平成 24 年 8 月末までに実施することとしている。市町村教育委員会等から道路管理者に対して、緊急合同点検実施の日程等に係る調整がなされるので、速やかに対応すること。なお、緊急合同点検には、学校、道路管理者、警察のほか、保護者等の関係者が参画することが望ましいので、参加者についても市町村教育委員会等と十分に調整すること。

2. 効果的な対策の検討及び実施

緊急合同点検の結果、対策が必要と判断された箇所については、市町村教育委員会、学校、PTA による対策メニュー案の検討にあたって、道路管理者に対して相談がなされるので、積極的に対応すること。その際、学校、PTA、警察、道路管理者等によるハード・ソフト両面の対策を総合的に検討し、より効果的な対策となるよう留意すること。

なお、緊急的な対策が求められていることから、道路管理者の対策としては、現地の状況に応じて、路側帯の拡幅、カラー舗装化等の即効性の高い対策も積極的に活用すること。

3. 地域住民との調整にあたっての連携・協力

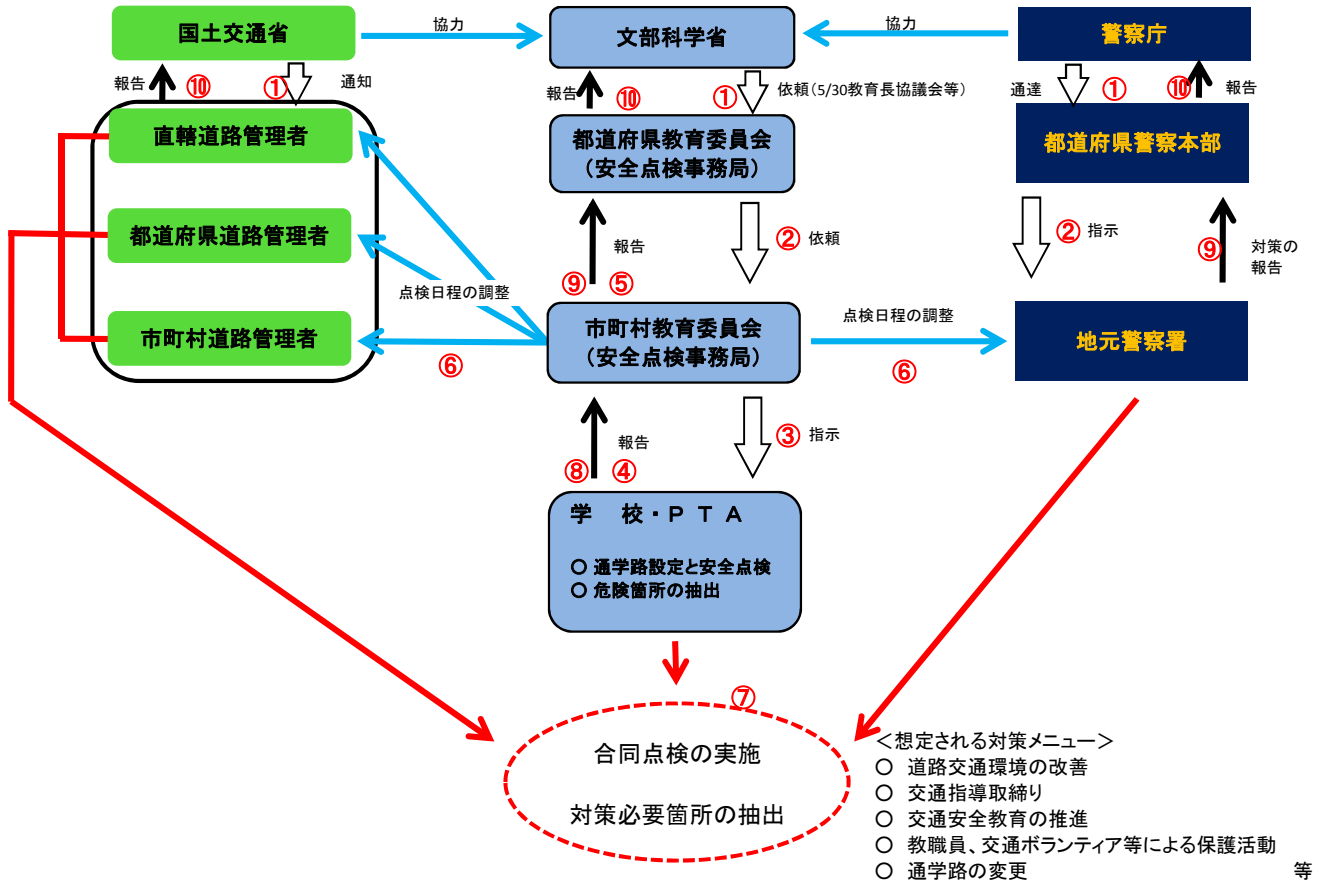
対策案の検討にあたり必要となる地域住民等との調整については、市町村教育委員会及び学校が PTA と連携のもと主体的に取り組むこととされているが、道路管理者においても、市町村教育委員会、学校等と十分に連携・協力を図ること。

以上

担当及び問い合わせ先

環境安全課 道路交通安全対策室 望月 平井

ステップ1: 通学路における緊急合同点検の流れ



ステップ2: 緊急合同点検を受けた対策の実施検討の流れ

